

資料1

令和元年5月 地域振興会議 経過報告 (R元.5.27)

月日	曜日	事業名	内容
4.25	木	ゴキブリ団子と廃油石鹸作り	勝谷地区公民館 参加者:17名
4.26	金	しかの学校応援団総会	鹿野学園 流沙川学舎 参加者:14名
4.27~ 4.30 5.2~5.6	土~火	ミニ鳥の演劇祭	鳥の劇場
5.9	木	しょうが焼きのたれ作り	小鷲河地区公民館
		こじか園とのこいのぼりの集い交流会	こじか園 (主催:鹿野地区公民館) 参加者:27名
5.12	日	城山・旧鹿野小学校校庭清掃	城山・旧鹿野小学校(主催:鹿野地区公民館) 参加者:87名
5.14	火	手作りおもちゃの会	勝谷地区公民館 参加者:15名
5.15	水	エコクラフト教室①	小鷲河地区公民館 参加者:16名
5.17	金	楽しい川柳教室	勝谷地区公民館 参加者:16名
5.19	日	鷲峰登山	古仏谷登山道コース(主催:教育委員会鹿野町分室)参加者:38名
5.21	火	布おもちゃで遊ぼう	こじか園 (主催:3地区公民館) 参加者:15名
		野菜と花づくり研修会	勝谷地区公民館 参加者:20名
5.22	水	エコクラフト教室②	小鷲河地区公民館 参加者:12名
5.23	木	LEDあかりアートづくり	農業者トレーニングセンター(主催:鹿野地区公民館)参加者:2名
5.24	金	金婚・ダイヤモンド婚式	鹿野町老人福祉センター

今後の予定

月日	曜日	事業名	内容
5.27	月	スポーツ吹き矢教室	農業者トレーニングセンター(主催:鹿野地区公民館)
5.28	火	高齢者部グランドゴルフ大会	小鷲河コミュニティ施設
		しょうが焼きのたれ作り	勝谷地区公民館
5.30	木	パカッと開くポーチづくり	農業者トレーニングセンター(主催:鹿野地区公民館)
5.31	金	環境視察研修	殿ダム他(主催:鹿野地区公民館)
6.2	日	第63回鳥取市消防ポンプ操法大会	鳥取港西浜地区埠頭用地(主催:鳥取市消防団)
		ソフトバレー大会	農業者トレーニングセンター(主催:鹿野地区公民館)
6.6	木	ちぎり絵教室	小鷲河地区公民館
6.8	土	小鷲河地区敬老会	国民宿舎 山紫苑
6.9	日	鹿野地区敬老会	国民宿舎 山紫苑

資料1

6.10	月	しゃんしゃん体操教室	農業者トレーニングセンター(主催:鹿野地区公民館)
6.13	木	健康マーじゃん①	農業者トレーニングセンター(主催:鹿野地区公民館)
		高齢者部歴史教室	旧美敷水源地 (主催:小鷲河地区公民館)
6.14	金	機能改善健康教室	農業者トレーニングセンター(主催:鹿野地区公民館)
6.16	日	勝谷地区敬老会	国民宿舎 山紫苑
		小鷲河地区卓球大会	小鷲河地区コミュニティ施設(主催:小鷲河地区公民館)
6.20	木	まちづくり研修	兵庫県香美町(主催:勝谷地区公民館)
6.21	金	手ごねパン教室	農業者トレーニングセンター(主催:鹿野地区公民館)
6.23	日	世代間交流カローリング大会	鹿野学園流沙川学舎(主催:鹿野地区公民館)
6.24	月	スポーツ吹き矢教室	農業者トレーニングセンター(主催:鹿野地区公民館)
6.25	火	鹿野学講座	農業者トレーニングセンター(主催:鹿野地区公民館)
6.26	水	多肉植物寄せ植え教室	小鷲河地区公民館
6.27	木	健康マーじゃん②	農業者トレーニングセンター(主催:鹿野地区公民館)
6.28	金	3B体操教室	勝谷地区公民館
6.30	日	第15回鳥取市西部地域交流駅伝大会	逢坂地区公民館発・着(主催:市体育協会気高町支部・鹿野町支部・青谷町支部)
		ソフトボール大会	鹿野町運動広場(主催:鹿野地区公民館)
		グランドゴルフ大会	勝谷地区コミュニティ施設(主催:勝谷地区公民館)
7.2	火	手作りおもちゃの会	勝谷地区公民館
7.4	木	健康ポウリング&旧美敷水源地・殿ダムバス研修	鳥取スターポウリング他(主催:勝谷地区公民館)
		七夕の集い	こじか園(主催:小鷲河地区公民館)
7.8	月	しゃんしゃん体操教室	農業者トレーニングセンター(主催:鹿野地区公民館)
7.9	火	布おもちゃで遊ぼう	こじか園 (主催:3地区公民館)
7.11	木	健康マーじゃん③	農業者トレーニングセンター(主催:鹿野地区公民館)
7.12	金	機能改善健康教室	農業者トレーニングセンター(主催:鹿野地区公民館)
7.12	金	女性研修会	若桜町方面(主催:小鷲河地区公民館)
		3B体操教室	勝谷地区公民館
7.15	月・祝	第12回城下町しかのぶらりハスウォーク	鹿野城下町地区(主催:ハスウォーク実行委員会)
7.18	木	エコクラフト教室	勝谷地区公民館

資料1

7.19	金	美化運動(コスモス種まき)	勝谷地区公民館
7.22	月	スポーツ吹き矢教室	農業者トレーニングセンター(主催:鹿野地区公民館)
7.25	木	健康マージャン④	農業者トレーニングセンター(主催:鹿野地区公民館)
7.26	木	夏休み子ども塾「社会見学」	とっとりすいそ学びうむ他(主催:鹿野地区公民館)
7.27	土	勝谷元気納涼祭	勝谷地区コミュニティ施設(主催:勝谷地区公民館)
7.28	日	城山・旧鹿野小学校校庭清掃 &子ども会ボランティア花植え	城山・旧鹿野小学校(主催:鹿野地区公民館)
		じげの川で遊ぼう	小鷲河地区コミュニティ施設・かじかの里公園 (主催:小鷲河地区公民館)
8.11	日	第33回ふるさとミュージカル「踊り見の城」	鳥取市民会館 (主催:鹿野町民音楽祭実行委員会)

「関係人口創出・拡大事業」モデル事業

- ・H31 総務省委託事業
- ・H31. 4. 26 採択決定、R元. 7. 上旬 総務省と委託契約予定
- ・総事業費 6, 936 千円（一部をいんしゅう鹿野まちづくり協議会に委託）

【事業実施のねらい】

以下の取り組みを推進し、都市部の人材と地域の関係性を深める仕組みを構築する。

◎関係人口の増加を図るとともに、地域課題の解決を図る。

（都市部の人材を呼び込み、課題に対するアドバイスやアイデアをもらう。）

◎地域活性化や関係人口づくりに寄与する地域団体のスキルアップに繋ぐ。

【実施事業の概要】※中間支援機能は、NPOいんしゅう鹿野まちづくり協議会が担う。

1. 関係人（フリーランス、アーティスト）

- ・中長期滞在可能な場を提供
- ・地域課題を定めて提案・協働する機会をつくる

※公募により 6 人確保する。東京・大阪で公募説明会を開催する。

※滞在場所を 2 所 4 室確保する。

※関係人の滞在期間は 1 週間～2 カ月とする。

※関係人は滞在 1 日当たり 1000 円を負担する。（旅費、滞在費も負担）

※関係人は滞在中にワークショップ・報告会を各人 1 回行う。

2. 関係人（都市部大学生・教員）

- ・滞在中に活動、交流できる場を提供
- ・地域課題の解決に向けて継続的に取り組む機会をつくる

※取り組むテーマ設定に関してヒヤリングを行う。

※地域住民とワークショップ・提案検討協議を行う。

※地域への提案・報告会を行う。

3. とっとりカフェの開催

- ・都市部で関係人口を育む場をつくる
- ・都市部で「地域の現状と未来を考える」場

※東京で開催する。（1 日）

4. その他

- ※成果分析を行う。(12月～)
- ※関係人アンケートを行う。(1月)
- ※報告書を作成してシンポジウムを開催する。

【達成目標事項】

- ※入込数 33万人 ← 29.7万人(2017)
- ※視察受入 30件400人 ← 23件288人(2017)
- ※城下町宿泊 400泊 ← 300泊(2018)
- ※関係人町内滞在 50人 ← 情報なし(2017)
- ※移住者(相談件数) のべ100人(40件) ← のべ77人(30件)(2017)
- ※空き家活用(店舗) のべ35件(12件) ← のべ27件(7件)(2017)

【事業後の展開】

※関係人と協働で農地を守る。(鹿野町【河内】果樹の里山)

- ・果樹加工品の商品化(3種)、販売拡大(販売店舗: 関東2、関西1)
- ・HP等を立ち上げ情報発信し、インバウンドへも対応する。
- ・体験メニューをつくり交流人口の拡大へ繋ぐ。
- ・ゆるやかな経済循環を生み出す。(200万円収入目標)

※アートによる交流で地域を活性(アーティスト・イン・レジデンス)

- ・滞在環境を継続する。(滞在2所、制作・発表2所)
- ・アーティストを支援する地域づくりを進める。(人、芸術祭開催等)
- ・アーティストと地域住民が一緒に取り組むワークショップ開催(年3回)
- ・アートを通じた交流人口拡大。

※古民家・空き家活用と移住支援で町を変える

- ・空き家活用相談担当を設置する。
- ・中間支援活動を強化する。(空き家活用相談担当、支援ネットワーク)
- ・交流、活動、滞在拠点づくり(滞在・交流3所、活動・交流3所)
- ・空き家リノベーションのデザイン、ワーク支援
- ・とっとりカフェの継続開催と関係案内所の機能確保

鳥取市総合政策調査委託事業

上記した「関係人口創出事業」モデル事業を、今後のまちづくりに継続的に生かしていく仕組みの構築についての調査研究を鳥取環境大学に委託する。(事業費 500千円)

H31(2019)「関係人口創出-拡大事業」モデル事業スケジュール

実施内容	H31(2019)年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実行組織 実行委員会 (関係人口創出推進NPO・NPO・NPO)	第1回 4/1 15:00 ・参加者総会 ・事務局	第2回 5/6 9:00 ・関係人口創出推進NPO・NPO・NPO ・事務局	第3回 6/14 9:00 ・関係人口創出推進NPO・NPO・NPO ・事務局	第4回 7/1 15:00 ・関係人口創出推進NPO・NPO・NPO ・事務局	第5回 8/1 15:00 ・関係人口創出推進NPO・NPO・NPO ・事務局	第6回 9/1 15:00 ・関係人口創出推進NPO・NPO・NPO ・事務局	第7回 10/1 15:00 ・関係人口創出推進NPO・NPO・NPO ・事務局	第8回 11/1 15:00 ・関係人口創出推進NPO・NPO・NPO ・事務局	第9回 12/1 15:00 ・関係人口創出推進NPO・NPO・NPO ・事務局	第10回 1/1 15:00 ・関係人口創出推進NPO・NPO・NPO ・事務局	第11回 2/1 15:00 ・関係人口創出推進NPO・NPO・NPO ・事務局	第12回 3/1 15:00 ・関係人口創出推進NPO・NPO・NPO ・事務局
関係人口創出-拡大事業-中間報告-関係人口創出推進NPO・NPO・NPO	関係人口創出-拡大事業-中間報告-関係人口創出推進NPO・NPO・NPO											
関係人口創出-拡大事業-関係人口創出推進NPO・NPO・NPO	関係人口創出-拡大事業-関係人口創出推進NPO・NPO・NPO											
関係人口創出-拡大事業-関係人口創出推進NPO・NPO・NPO	関係人口創出-拡大事業-関係人口創出推進NPO・NPO・NPO											
関係人口創出-拡大事業-関係人口創出推進NPO・NPO・NPO	関係人口創出-拡大事業-関係人口創出推進NPO・NPO・NPO											
関係人口創出-拡大事業-関係人口創出推進NPO・NPO・NPO	関係人口創出-拡大事業-関係人口創出推進NPO・NPO・NPO											
関係人口創出-拡大事業-関係人口創出推進NPO・NPO・NPO	関係人口創出-拡大事業-関係人口創出推進NPO・NPO・NPO											
関係人口創出-拡大事業-関係人口創出推進NPO・NPO・NPO	関係人口創出-拡大事業-関係人口創出推進NPO・NPO・NPO											
関係人口創出-拡大事業-関係人口創出推進NPO・NPO・NPO	関係人口創出-拡大事業-関係人口創出推進NPO・NPO・NPO											
関係人口創出-拡大事業-関係人口創出推進NPO・NPO・NPO	関係人口創出-拡大事業-関係人口創出推進NPO・NPO・NPO											
関係人口創出-拡大事業-関係人口創出推進NPO・NPO・NPO	関係人口創出-拡大事業-関係人口創出推進NPO・NPO・NPO											
関係人口創出-拡大事業-関係人口創出推進NPO・NPO・NPO	関係人口創出-拡大事業-関係人口創出推進NPO・NPO・NPO											
関係人口創出-拡大事業-関係人口創出推進NPO・NPO・NPO	関係人口創出-拡大事業-関係人口創出推進NPO・NPO・NPO											
関係人口創出-拡大事業-関係人口創出推進NPO・NPO・NPO	関係人口創出-拡大事業-関係人口創出推進NPO・NPO・NPO											
関係人口創出-拡大事業-関係人口創出推進NPO・NPO・NPO	関係人口創出-拡大事業-関係人口創出推進NPO・NPO・NPO											
関係人口創出-拡大事業-関係人口創出推進NPO・NPO・NPO	関係人口創出-拡大事業-関係人口創出推進NPO・NPO・NPO											
関係人口創出-拡大事業-関係人口創出推進NPO・NPO・NPO	関係人口創出-拡大事業-関係人口創出推進NPO・NPO・NPO											

公共交通（気高循環バス）について

資料3

1 気高循環バスの現状

- 運行体制 車両3台（29人乗り、26人乗り、14人乗り）
- 運行路線 4路線（別紙路線図参照）
- 鹿野学園・宝木小学校の児童の通学にも利用

年度	事業区分	運行日	運行路線・回数	使用車両	運賃	利用者(人)
H30	市有償運送	1月4日～ 12月28日 (土日祝休)	船磯線 3便	マイクロバス 3台	大人200円 小人100円	18,188
H29			瑞穂宝木線 6便			19,857
			宝木河内線 8便			
			逢坂線 6便			
H28			船磯線 3便			19,059
			瑞穂宝木線 5便			
			宝木河内線 8便			
			逢坂線 7便			
H27			船磯線 3便	マイクロバス 2台		8,501
			瑞穂宝木線 2便			
			宝木河内線 4便			
			逢坂線 7便			

2 これまでの経過

- H30.4月 運転業務の受託業者から「運転手、運行管理者、配車係等の人員確保及び補充が困難であり、拠点営業所の継続も不透明であることから、受託を平成30年度限りとしたい」との申し出あり。
- H30.10月 受託業者から、3台体制を2台体制に変更できれば、受託の延長の可能性もある、との申し出あり。
- H31.2月 受託業者と協議の結果、令和元年9月30日までは、3台体制での運行を了承された。

3 今後の運行

- R元.10.1～ R2.3.31 2台体制での運行予定（別紙時刻表（案）参照）
- R2.4.1～ 未定

4 代替案の検討

(1) 地域主体型事業（公共交通空白地有償運送）の制度拡充（国資料、補助要綱参照）

	新	旧
運行補助金	(営業費用-営業収益)*10割 +一般管理費(運賃収入*2割)	上限：路線ごとの営業費用の8割
車両等整備補助金	車両、管理用PC等*10割 (上限：3,500千円)	車両、管理用PC等*10割 (上限：3,000千円)

(2) 課題

- 事業者の確保
- 利用ニーズの把握（先行事例で、利用者の低迷がある。理由は、路線バスへの乗継や予約電話が煩わしい、料金が高くなった、など。）

(案)

【宝木河内線】

河内→宝木→河内〈平日のみ運行〉

停留所名	經由	通学用 バス	こじか園 經由	
河内			7:22	8:21
公民館前			7:24	8:23
滑石			7:24	8:23
毛古屋			7:25	8:24
矢原			7:25	8:26
鷺峰			7:27	8:28
小別所			7:30	8:31
古仏谷			7:31	8:32
南川			7:33	8:34
鹿野学園流沙川学舎			7:35	—
大工町			7:36	8:35
鹿野町総合支所	6:30		7:36	8:35
鍛冶町	6:30		7:36	
上町	6:31		7:37	
日ノ丸鹿野営業所	6:32		7:38	
法楽寺	—		—	
二ツ家	—		—	
鬼入道	—		—	
閉野	6:32		7:38	
上光	6:36		7:42	
下光	6:38		7:44	
宝木小学校	6:43		7:49	
宝木駅	6:44		7:50	
宝木駅	6:53		7:53	
宝木小学校	6:54		7:54	
下光	6:59		7:59	
上光	7:01		8:01	
閉野	7:05		8:05	
鬼入道	—	7:35	—	
二ツ家	—	7:37	—	
法楽寺	—	7:38	—	
日ノ丸鹿野営業所	7:05	7:40	8:05	
上町	7:06	7:40	8:06	
鍛冶町	7:07	7:41	8:07	
鹿野町総合支所	7:07	7:42	8:07	
大工町	7:07	7:42	8:07	
鹿野学園流沙川学舎	—	7:43	—	
南川	7:08	7:45	8:08	
古仏谷	7:10		8:10	
小別所	7:11		8:11	
鷺峰	7:14		8:14	
矢原	7:16		8:16	
毛古屋	7:17	逢坂線 ↑	8:18	
滑石	7:18		8:19	
公民館前	7:18		8:19	
河内	7:20		8:21	

0.2 5.2 17.6 1.5

46 1,271 4,286 367

赤字・・・1便当たりの乗車人数(H30実績、人/便)

青字・・・年間延べ利用者数(H30実績、人)

・・・10月1日～廃止となる部分

予約便 (予約時のみ運行)	
上町	12:20
立町	12:20
鍛冶町	12:21
鹿野町総合支所	12:21
大工町	12:21
鹿野学園流沙川学舎	—
南川	12:22
古仏谷	12:24
小別所	12:25
来日	12:27
鷺峰	12:28
矢原	12:30
毛古屋	12:31
滑石	12:32
公民館前	12:32
支所前	12:33
河内	12:34
河内	12:35
支所前	12:36
公民館前	12:37
滑石	12:37
毛古屋	12:38
矢原	12:39
鷺峰	12:41
来日	12:42
小別所	12:44
古仏谷	12:45
南川	12:47
鹿野学園流沙川学舎	—
大工町	12:48
鹿野町総合支所	12:48

—
17

※主なバス停のみ
表示しています。

停留所名	經由	こじか園 經由	通学用 バス		逢坂線 バス	
河内					16:01	16:43 17:23
公民館前					16:03	16:45 17:25
滑石					16:03	16:45 17:25
毛古屋					16:04	16:46 17:26
矢原					16:05	16:47 17:27
鷺峰					16:07	16:49 17:29
小別所					16:10	16:52 17:32
古仏谷					16:11	16:53 17:33
南川					16:13	16:55 17:35
鹿野学園流沙川学舎					15:45	16:28 — —
大工町					15:45	16:29 16:56 17:36
鹿野町総合支所	12:50	15:15	15:46	16:29	16:57	17:36
鍛冶町	12:50	15:15	15:46	16:29		
上町	12:51	15:16	15:48	16:30		
日ノ丸鹿野営業所	12:52	15:17	15:48	16:31		
法楽寺	—	—	15:50	16:33		
二ツ家	—	—	15:51	16:34		
鬼入道	—	—	15:53	16:36		
閉野	12:53	15:18		16:40		
上光	12:57	15:22		16:44		
下光	12:59	15:24		16:46		
宝木小学校	13:04	15:29		16:51		
宝木駅	13:05	15:30		16:52		
宝木駅	13:30	15:30		16:53		
宝木小学校	13:31	15:31		16:54		
下光	13:36	15:36	(逢坂線)	16:59		
上光	13:38	15:38	浜村駅 16:00 発	17:01		
閉野	13:42	15:42	↓	17:05		
鬼入道	—	—	上殿 經由	—		
二ツ家	—	—	↓	—		
法楽寺	—	—		—		
日ノ丸鹿野営業所	13:42	15:42		17:05		
上町	13:43	15:43		17:06		
鍛冶町	13:44	15:44		17:07		
鹿野町総合支所	13:44	15:44		17:07		
大工町		15:44		17:07		
鹿野学園流沙川学舎		15:45	16:29	17:08		
南川		15:47	16:31	17:10		
古仏谷		15:49	16:33	17:12		
小別所		15:50	16:34	17:13		
鷺峰		15:53	16:37	17:16		
矢原		15:55	16:39	17:18		
毛古屋		15:57	16:40	17:19		
滑石		15:58	16:41	17:20		
公民館前		15:58	16:41	17:20		
河内		16:00	16:43	17:22		

2.3 9.4 2.3 2.75 3.1 0.0

572 2,290 553 672 744 10

※鹿野学園や幼稚園の登校、下校にあわせて、鹿野学園流沙川学舎とこじか園を經由します。 ※予約便…電話予約方式により運行します。(予約がなければ運行しません。
※鬼入道7時35分発の通学便は、鹿野学園流沙川学舎を經由した後は逢坂線として運行します ※逢坂線バス…小学校の通学にあわせて、逢坂線バスによる運行となります。

(案)

【逢坂線】

鹿野町総合支所→浜村駅 (平日のみ運行)

停留所名	經由				気高町 総合支所	
鹿野町総合支所	6:05	7:25	8:31	10:00	15:30	17:00
今市(今町)	今町6:07		今市8:33	今市10:02	今市15:32	今市17:02
山紫苑前	—		8:33	10:02	15:32	17:02
越路ヶ丘	—		8:33	10:03	15:33	17:03
鹿野温泉病院	6:08		8:34	10:04	15:34	17:04
下石公民館	—		—	—	15:36	17:06
鷺峰	6:16		—	10:11	—	—
来日	6:17		—	10:12	—	—
小別所	6:18		8:40	10:13	—	—
上殿	6:20	7:50	8:41	10:15	—	—
上飯里	6:21	7:51	8:44	10:16	—	—
飯里	6:22	7:52	8:44	10:17	—	—
上原	6:23	7:54	8:45	10:18	—	—
田仲口	6:24	7:55	8:46	10:19	15:39	17:09
山ノ宮(逢坂小)	6:25	7:56	8:47	10:20	15:40	17:10
睦逢	6:27	7:58	8:50	10:22	15:42	17:12
郡家	6:29	8:00	8:52	10:24	15:44	17:14
高江	6:29	8:00	8:52	10:24	15:44	17:15
新町1丁目	6:32	8:03	8:54	10:26	15:46	17:18
北浜	—	8:04	8:55	10:27	15:47	17:19
新町2丁目	6:33	—	—	—	—	—
浜村新町	6:33	8:06	8:56	10:29	15:49	17:20
気高町総合支所	—	—	—	—	15:50	—
浜村駅	6:34	8:07	8:59	10:30	15:51	17:21
浜村駅	6:41	8:10	9:30	10:58	16:00	17:28
気高町総合支所	—	—	—	—	10:59	—
浜村新町	6:41	8:10	9:30	11:00	16:00	17:28
新町2丁目	6:42	8:11	—	—	16:01	—
北浜	—	—	9:32	11:03	—	17:30
新町1丁目	6:43	8:12	9:33	11:04	16:02	17:31
高江	6:46	8:15	9:36	11:07	16:05	17:34
郡家	6:46	8:15	9:36	11:07	16:05	17:34
睦逢	6:48	8:17	9:38	11:08	16:07	17:36
山ノ宮(逢坂小)	6:50	8:19	9:40	11:09	16:09	17:38
田仲口	6:51	8:20	9:41	11:12	16:10	17:39
上原	6:52	—	9:42	11:13	16:11	17:40
飯里	6:53	—	9:43	11:14	16:12	17:41
上飯里	6:54	—	9:44	11:15	16:13	17:42
上殿	6:55	—	9:45	11:16	16:14	17:43
立町	—	—	—	—	16:26	—
鹿野学園流沙川学舎	—	—	—	—	16:29	—
古仏谷	—	—	—	—	16:33	—
小別所	—	—	—	—	16:34	17:45
来日	—	—	—	—	11:19	16:36 17:46
鷺峰	—	—	—	—	11:20	16:37 17:47
矢原	—	—	—	—	—	16:39
毛古屋	—	—	—	—	—	16:40
滑石	—	—	—	—	—	16:41
公民館前	—	—	—	—	—	16:41
支所前	—	—	—	—	—	16:42
河内	—	—	—	—	—	16:43
鷺峰	—	—	—	—	—	16:49
小別所	—	—	—	—	—	16:52
下石公民館	6:58	8:24	9:48	11:27	—	—
鹿野温泉病院	7:00	8:26	9:50	11:28	—	17:54
越路ヶ丘	—	—	—	—	—	17:55
山紫苑前	—	—	—	—	—	17:56
今市(今町)	今町7:01	今町8:29	今町9:51	今町11:29	—	今市17:56
鹿野町総合支所	7:03	8:30	9:53	11:31	16:57	17:58

0.2 5.2 4.0 4.2 3.1 2.3
 57 1,271 963 1,034 744 564
 赤字・・・1便当たりの乗車人数(H30実績、人/便)
 青字・・・年間延べ利用者数(H30実績、人)
 ■・・・10月1日～廃止となる部分

気高町総合支所・・・気高町総合支所を経由します。
 鹿野学園河内・・・鹿野学園流沙川学舎と河内を経由して、鹿野町総合支所まで運行します。

【瑞穂宝木線】

浜村駅→宝木駅→浜村駅 (平日のみ運行)

停留所名	經由					
浜村駅	6:50	8:30	10:35	14:05	17:05	
浜村温泉	—	—	10:35	14:05	17:05	
気高町総合支所	—	—	10:35	14:06	17:06	
浜村新町	6:51	8:31	10:36	14:07	17:07	
浜村中央	6:53	8:33	10:38	14:09	17:09	
旧浜村	6:55	8:35	10:40	14:11	17:11	
矢口	6:57	8:37	10:42	14:13	17:13	
高浜団地	6:59	8:39	10:44	—	—	
下坂本	7:01	8:41	10:45	—	—	
重高	7:06	8:46	10:50	—	—	
土居	7:07	8:47	10:51	—	—	
上宿	7:09	8:49	10:53	—	—	
出合橋南	7:10	8:50	10:54	—	—	
鹿野町総合支所	—	8:51	10:55	—	—	
鹿野温泉病院	—	8:54	10:58	—	—	
今町	—	8:54	10:58	—	—	
鹿野町総合支所	—	8:56	11:00	—	—	
立町	7:11	8:57	11:01	—	—	
日ノ丸鹿野営業所	7:12	8:59	11:03	—	—	
閉野	7:13	9:00	11:04	—	—	
上光	7:15	9:02	11:06	—	—	
下光	7:18	9:05	11:09	—	—	
常松	7:20	9:07	11:11	—	—	
宝木小学校	7:21	9:08	11:12	—	—	
宝木駅着	7:22	9:10	11:14	14:18	17:18	
宝木駅発	7:22	9:11	11:15	14:26	17:25	
宝木小学校	—	—	—	14:27	17:26	
常松	—	—	—	14:28	17:27	
下光	—	—	—	14:30	17:29	
上光	—	—	—	14:33	17:32	
閉野	—	—	—	14:35	17:34	
日ノ丸鹿野営業所	—	—	—	14:37	17:36	
立町	—	—	—	14:37	17:36	
出合橋南	—	—	—	14:38	17:37	
上宿	—	—	—	14:39	17:38	
土居	—	—	—	14:41	17:40	
重高	—	—	—	14:42	17:41	
下坂本	—	—	—	14:47	17:46	
高浜団地	—	—	—	14:48	17:47	
矢口	7:58	9:15	11:19	14:50	17:49	
旧浜村	8:02	9:19	11:23	14:52	17:51	
浜村中央	8:04	9:21	11:25	14:54	17:53	
浜村新町	8:06	9:23	11:27	14:56	17:55	
気高町総合支所	—	9:24	11:28	14:57	17:56	
浜村温泉	—	9:24	11:29	14:57	17:56	
浜村駅	8:07	9:25	11:30	14:58	17:57	

2.4 3.8 2.3 2.0 0.7
 589 917 568 495 159

※主なバス停のみ表示しています。

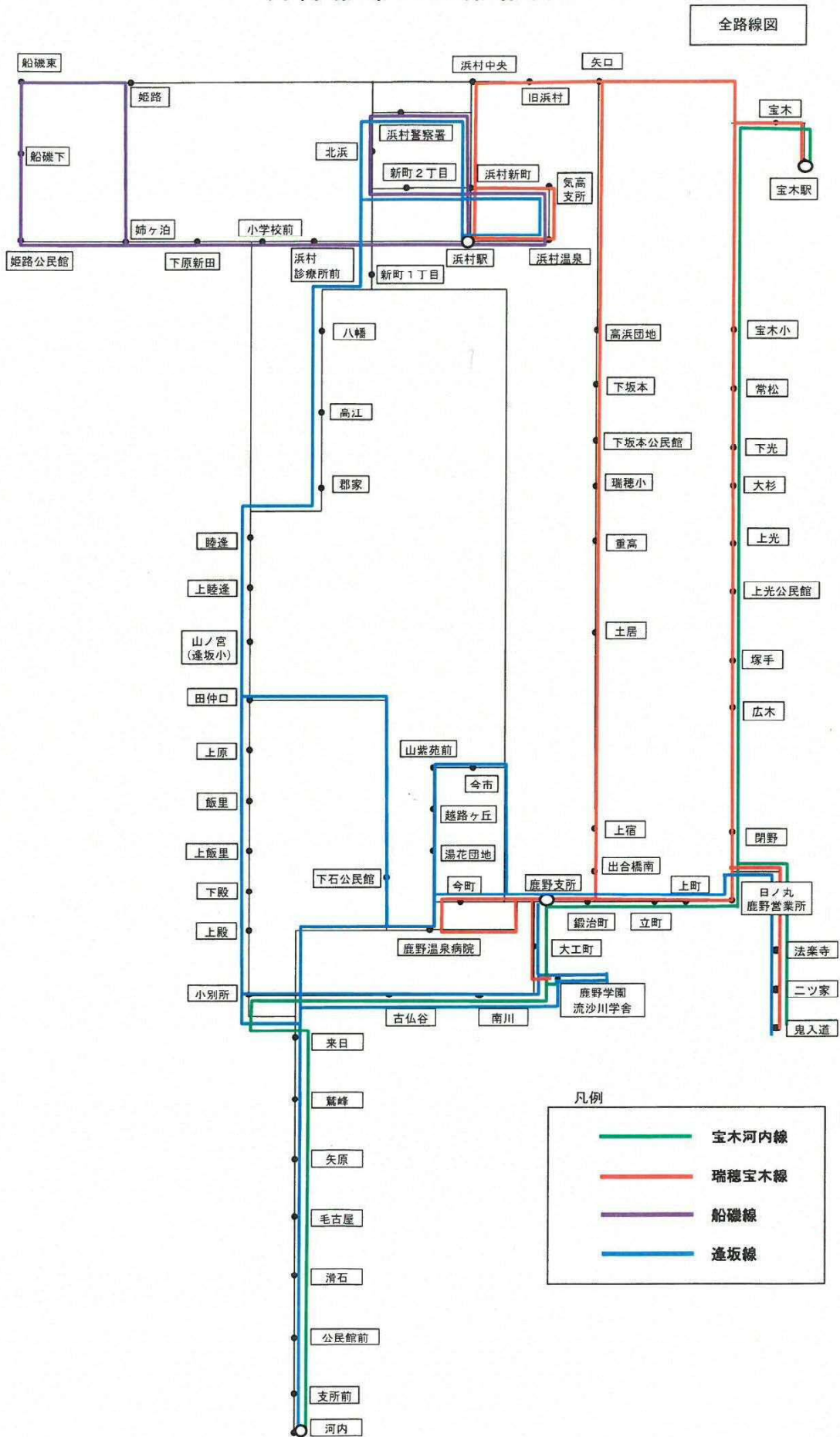
【船磯線】

浜村駅→船磯→浜村駅 (平日のみ運行)

停留所名	經由		
浜村駅	9:26	11:38	16:20
浜村診療所前	9:27	11:39	16:21
浜村小学校前	9:28	11:45	16:21
下原新田	9:29	11:46	16:22
姉ヶ泊	9:31	11:48	16:23
姫路公民館	9:33	11:50	16:25
船磯下	9:36	11:53	16:27
船磯東	9:37	11:54	16:28
姫路	9:38	11:55	16:29
姉ヶ泊(県道)	9:39	11:57	16:31
下原新田	9:40	11:58	16:32
浜村小学校前	9:41	11:59	16:33
浜村診療所前	9:42	12:00	16:34
浜村駅	9:45	12:03	16:35
浜村新町	9:47	12:05	16:37
浜村警察署	9:49	12:07	16:38
北浜	9:50	12:08	16:39
新町2丁目	9:51	12:09	16:40
浜村新町	9:52	12:10	16:41
気高町総合支所	9:53	12:11	16:42
浜村温泉	9:54	12:12	16:42
浜村駅	9:55	12:13	16:43

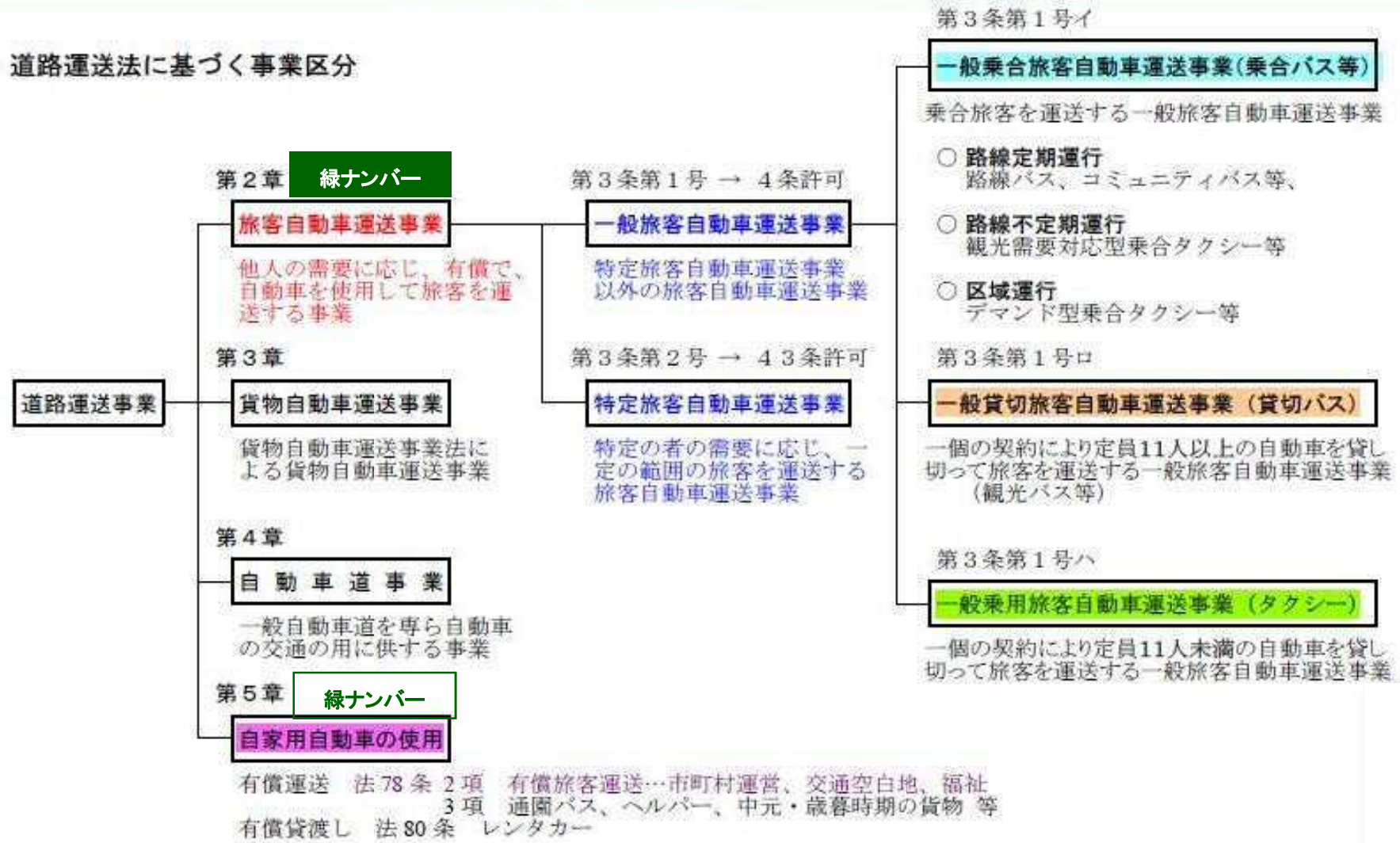
3.5 3.5 0.5
 859 851 304

気高循環バス路線図



旅客自動車運送事業の概要

道路運送法に基づく事業区分



地域の実情に応じた自家用有償旅客運送制度の見直し

①実施主体の弾力化

従来は、実施主体については法人格のある非営利団体に限定していたところ。⇒営利を目的としない自治会、青年団、観光関係の協議会などの「権利能力なき社団」についても実施主体として認めることとします。

従来の実施主体

- ・市町村
- ・NPO
- ・社会福祉法人 等



新たに実施主体として認められる団体

- ・自治会、青年団などの「権利能力なき社団」



②旅客の範囲の拡大

従来は、旅客の対象を地域住民又は実施主体が作成する旅客の名簿に記載された者に限定していたところ。⇒地域の交通が著しく不便であることその他交通手段を確保することが必要な事情があることを市町村長が認めた場合には、地域外からの来訪者等も運送できることとします。

従来の旅客の範囲



新たに対象となる旅客



地域外からの来訪者

※地域の交通が著しく不便であることその他交通手段を確保することが必要な事情があることを市町村長が認めた場合に限り

※その他、「過疎地有償運送」の名称について、都市部等においても当該運送を必要とする地域がある実態を踏まえ、「公共交通空白地有償運送」に改める。

路線定期運行

特徴: 予め定められたルート
を定められた時間に
運行する【運行計画】

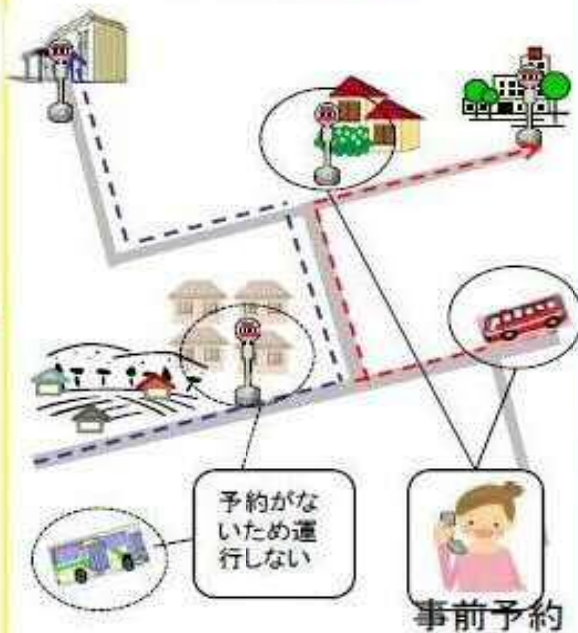


ちなみに...

乗合タクシーという言葉を用いるものがありますが、当該運送は不特定の旅客が乗り合わせる運行形態になりますので、乗合事業と整理され、この3区分のいずれかに分類されます。(※タクシー事業ではありません)

路線不定期運行

特徴: 予め定められたルート
を予約がある場合に
のみ運行する



区域運行

特徴: 予め定められた区域内
を(路線を定めず)、
予約がある場合にのみ
運行する



鳥取市公共交通空白地有償運送者支援事業費補助金交付要綱

鳥取市過疎地有償運送者支援事業費補助金交付要綱（平成20年4月1日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取市公共交通空白地有償運送者支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 本補助金は、公共交通空白地有償運送事業を実施する事業者に対し補助することにより、地域住民の交通手段を確保し、もって地域の福祉の向上に資することを目的として交付する。

（定義）

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共交通空白地有償運送 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「省令」という。）第49条第2号に規定する運送をいう。
- (2) NPO等 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人及び省令第48条各号に掲げる者をいう。

（補助事業）

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内において実施する運行時間を定めて運行する公共交通空白地有償運送に係る別表の第1欄に掲げる事業とする。

（補助対象者）

第5条 本補助金の交付の対象となる者は、補助事業を実施するNPO等であって、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 補助事業を実施する意欲と能力を有すること。
- (2) 概ね地区公民館の区域以上の範囲で補助事業を実施できること。
- (3) 路線バスやJR等との接続に配慮しながら補助事業を実施できること。
- (4) 週2日以上かつ1日2便以上の運行が見込まれること。
- (5) 車両等設備整備事業については、本補助金の交付決定を受けた日から5年間は、公共交通空白地有償運送事業の継続が見込まれること。

（補助金の交付）

第6条 本補助金は、別表の第1欄に掲げる補助事業の区分に応じた同表の第2欄に掲げる経費の額に、同表の第3欄に定める補助率を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、別表の第4欄に掲げる額を限度額とする。

（交付申請の時期）

第7条 本補助金の交付申請は、補助事業に着手する日の20日前までに行わなければならない。ただし、前年度に引き続き、本補助金を受けて公共交通空白地有償運送を行う場合は、着手後30日以内に交付申請することができるものとする。

（交付申請書類に添付する書類）

第8条 規則第4条の補助金等交付申請書に添付すべき同条第1号に規定する書類は鳥取市公共交通空白地有償運送者支援事業費補助金事業計画（報告）書（様式第1

号) と、同条第 2 号に規定する書類は鳥取市公共交通空白地有償運送者支援事業費補助金収支予算(決算)書(様式第 2 号)とする。

2 規則第 4 条第 4 号に規定する書類は、補助事業の区分ごとに以下に掲げる書類とする。ただし、補助事業を同時に申請する場合は、(1)のエとオ及び(2)のウとエの重複する書類については、いずれかの申請書に 1 部を添付することで省略できるものとする。

(1) 運行事業

- ア 運行系統図
- イ 補助対象経費の積算内訳を記載した書面
- ウ 自家用有償旅客運送者登録証の写し
- エ NPO等の組織の概要を記載した書面
- オ その他参考となる書面(運賃表等)

(2) 車両等設備整備事業

- ア 当該車両を用いて行う運行系統図
- イ 購入(予定)車両の見積書又は契約書等の写し
- ウ 本補助金の対象となる公共交通空白地有償運行に使用している車両を更新する場合は、更新前の車両の公共交通空白地有償運送の路線を運行した年数、車齢、走行距離を明らかにした書面
- エ NPO等の組織の概要を記載した書面
- オ その他参考となる書面(車両、設備等のカタログ等)

(承認を要しない変更)

第 9 条 規則第 9 条第 1 項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の 2 割を超える減額
(着手届の提出)

第 10 条 本補助金の交付に係る事業は、規則第 10 条第 1 項第 3 号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(概算払)

第 11 条 規則第 11 条ただし書の規定に基づき、本補助金は、概算払により交付するものとする。

(実績報告)

第 12 条 規則第 12 条の実績報告書に添付すべき同条第 1 号に規定する書類は鳥取市公共交通空白地有償運送者支援事業費補助金事業計画(報告)書(様式第 1 号)と、同条第 2 号に規定する書類は鳥取市公共交通空白地有償運送者支援事業費補助金収支予算(決算)書(様式第 2 号)とする。

2 同条第 3 号及び第 4 号に掲げる書類は、補助事業の区分ごとに以下に掲げる書類とする。ただし、補助事業を同時に報告する場合は、(1)のエ及び(2)のオの重複する書類については、いずれかの報告書に 1 部を添付することで省略できるものとする。

(1) 運行事業

- ア 運行系統図
- イ 補助対象経費(実績)の積算内訳を明らかにした書面
- ウ 補助対象期間における輸送人員の積算を明らかにした書面
- エ その他参考となる書面

(2) 車両等設備整備事業

- ア 当該車両を用いて行う運行系統図
- イ 購入車両・設備等の契約書・領収書等の写し
- ウ 購入車両・設備等の主要な写真
- エ 自家用有償旅客運送者登録証の写し
- オ その他参考となる書面
(財産の処分制限等)

第13条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間とする。

2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
- (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

(補助金の経理等)

第14条 本補助金の交付を受けたNPO等は、補助事業に係る経理について、補助事業以外のその他の事業の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支の状況を明らかにしておくものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか本補助金について必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月22日から施行し、改正後の鳥取市過疎地有償運送者支援事業費補助金交付要綱の規定は、同月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年2月6日から施行し、平成23年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年6月6日から施行し、平成24年度の補助事業から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成27年7月16日から施行し、平成27年7月以降の補助事業から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に交付決定を受けた補助事業については、改正後の鳥取市公共交通空白地有償運送者支援事業費補助金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年3月10日から施行し、平成31年度の補助事業から適用する。

別表（第4条、第6条関係）

1 事業区分	2 補助対象経費の額	3 補助率	4 補助上限額	5 備考
運行事業	<p>公共交通空白地有償運送の補助対象路線ごと（路線ごとの決算が困難な場合は、運行する公共交通空白地有償運送路線全体）に、営業費用から営業収益を差し引いて得た額の合計額とする。</p> <p><u>なお、営業費用には一般管理費を含むことができるものとし、その額は営業収益の中の運賃収入の2割を上限とする。</u></p>	10 / 10	—	
車両等設備整備事業	<p>主に公共交通空白地有償運送に用いる車両等設備の購入費で主に以下に掲げるものとする。</p> <p>(1) 車両（登録諸経費、当該公共交通空白地有償運送の円滑な運行の確保のため、必要と認められる付属品（冬用タイヤ、車体表示、運賃箱等）の購入費を含む。）</p> <p>(2) 運行管理用の通信機器等（電話機、パーソナルコンピューター等）</p> <p>(3) その他市長が費用と認める経費</p>	10 / 10	<u>3, 500千円</u>	<p>次のいずれかに該当する場合の車両等設備の購入を対象とする。なお、運行管理用の通信機器等の購入費は、(1)に該当する場合のみ補助対象経費に含めるものとする。</p> <p>(1) 新たに公共交通空白地有償運送を行う場合</p> <p>(2) 運行事業の補助対象となる運行系統の増便、路線の新設及び延伸に伴い増備する場合</p> <p>(3) 補助対象路線を3年以上運行し、かつ、原則車齢10年以上又は走行距離10万キロメートル以上となった車両を更新することを市長が適当と認める場合</p>

注) 「営業収益」及び「営業費用」は、それぞれ旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第二表に規定する「運送収入」及び「運送費用」をいう。

様式第1号（8条、12条関係）

年度鳥取市公共交通空白地有償運送者支援事業費補助金事業計画（報告）書

1 運行事業

(1) 運行事業に係る運行系統の概要

(単位：回、km)

申請 番号	運行系統				1日あたり 平均 運行回数	系 統 キロ程	年 間 走 行 キ ロ
	系統名	起点	主な 経由地	終点			

(2) 補助対象経費の算出

(単位：円)

申請 番号	営業費用(ア)	営業収入(イ)	欠損額(ウ) = (ア) - (イ)	補助対象経費 (エ) = (ウ)
合 計			円	—

(3) 補助金を申請する運行系統数及び補助金交付申請額

(単位：本、円)

補 助 対 象 系 統 数	補助対象経費 (エ)	左の内訳
		市補助金交付申請(決定)額 (オ) = (エ)

2 車両等設備整備事業

(1) 車両購入事業計画 (報告)

(単位:円)

申請番号	運行事業補助金申請系統番号	当該車両を用いて 運行する系統			購入計画(実績)			
		系統名	起点	終点	数量 (台)	単価	購入(予定)額	購入 (予定) 年月日
合計額(カ)							円	—

(2) 車両を除く設備等の整備計画 (報告)

(単位:円)

申請番号	名称	目的	数量	単価	購入(予定)額	購入 (予定) 年月日
合計額(キ)					円	—

(3) 車両等設備整備事業申請額

(単位:円)

補助対象経費(ク) (カ)、(キ)の合計額と350 万円のうち少ない方 の額)	左の内訳
	市補助金交付申請(決定)額 (ケ) = (ク) × 10/10

3 公共交通空白地有償運送補助金交付申請額 (運行事業及び車両等設備整備事業)

補助対象経費の額 (コ) (エ) + (ク)	市補助金交付申請(決定)額 (オ) + (ケ)
円	千円

様式第2号（第8条、12条関係）

年度鳥取市公共交通空白地有償運送者支援事業費補助金収支予算（決算）書
 （収入）

区 分	予算（決算）額	備 考
市補助金	円	
県補助金	円	
運賃収入	円	
その他	円	
合 計	円	

（支出）

区 分	予算（決算）額	備 考
運転手人件費	円	
燃料油脂費	円	
修繕費	円	
減価償却費	円	
保険料	円	
施設使用料	円	
自動車リース料	円	
施設賦課税	円	
一般管理費	円	
その他	円	
合 計	円	

※別紙「運送費用の科目」を参照

(別紙)

運送費用の科目

科 目	概 要	例
人件費	公共交通空白地有償運送に従事する者の人件費	給与、手当、賞与、退職金、厚生福利費
燃料油脂費	公共交通空白地有償運送用自動車に関する燃料費及び油脂費	軽油費、LP ガス費、油脂費など
修繕費	公共交通空白地有償運送事業用固定資産の修繕に関する費用	車両修繕費、建物建築物修繕費など
減価償却費	公共交通空白地有償運送事業用固定資産に関する減価償却費	車両減価償却費、建物建築物減価償却費など
保険料	公共交通空白地有償運送事業用固定資産及び運送に関する諸保険料	自動車損害賠償保険料、建物火災保険料など
施設使用料	公共交通空白地有償運送事業用固定資産に関する使用料	借地料、借家料など
自動車リース料	公共交通空白地有償運送事業用自動車及びその付属品に関するリース料	メンテナンスリースの場合の整備料を含む
施設賦課税	公共交通空白地有償運送事業用固定資産に関する租税	固定資産税、自動車重量税、自動車税など
その他	公共交通空白地有償運送に関する経費で他の科目に属さないもの	水道光熱費、通信運搬費、旅費、講習受講費など